

○市川三郷町変動型最低制限価格制度試行要領

令和5年9月20日

訓令第 16号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る入札において、応札者の入札金額を最低制限価格に反映させることによって、自由な競争の促進を図るとともに、過度な低入札価格による品質の低下を防止することで競争入札の適正化と品質の確保を目的に、変動型最低制限価格制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象工事)

第3条 変動型最低制限価格制度の適用の対象は、予定価格が130万円を超える建設工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 総合評価方式により落札者を決定する場合
- (2) 契約担当者が変動型最低制限価格を設定することが必要でないとき。

(下限価格の設定)

第4条 下限価格は、対象工事ごとに設定し、入札金額が下限価格未満の場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、失格とする。下限価格は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。ただし、その価格に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 予定価格を入札執行前に公表するときは、予定価格と併せて下限価格を公表するものとする。

(変動型最低制限価格の算定方法等)

第5条 変動型の最低制限価格は、下限価格以上予定価格以下の価格で入札をした全ての者の入札金額の平均額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の90を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が下限価格に満たない場合にあつては、下限価格を最低制限価格とする。

2 最低制限価格は、開札をした時点において算定し、確定するものとし、入札終了後に入札の無効が明らかになり最低制限価格を設定した条件に変更が生じた場合を含め、変更しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が1の場合は、下限価格をもって最低制限価格とする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格以上の最低価格をもって入札を行った者が2者以上ある場合は、くじ引により落札者を決定する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第7条 変動型最低制限価格を設定するときは、当該競争入札に参加しようとする者に対して、変動型最低制限価格及び下限価格が設定されていることを入札公告又は指名通知書により周知するものとする。

(変動型最低制限価格の公表)

第8条 第5条の規定により算定した変動型最低制限価格は、落札決定後、入札結果と併せて速やかに公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年10月1日から施行し、施行の日以降に一般競争入札の公告又は指名競争入札の入札事項の通知を行う入札について適用する。